

◇深澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 初めに、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（13番 深澤 均君 登壇）

○13番（深澤 均君） 通告に従って質問をさせていただきます。まず初めに、町の災害対応と備えについてお尋ねをいたします。自然災害の大変多い日本において、その迫る危機から住民の生命と財産を守る使命が自治体にはあります。その責任において、これまで防災については広く対策に取り組んできたところではありますが、近年はその予測を超える災害がたびたび発生し、その都度聞かれるのは観測史上最大、また被災者からは、こんなことは今まで一度もなかったとかという声であります。災害が比較的少ない美郷町でもいつどんな災害が起きるか不安に思っている町民も多いと思います。そこで、町の災害対応について、季節柄、大雨洪水災害を町内河川を例にお聞きいたします。まず、1として、災害対策基本法や水防法などに基づいて避難準備情報、避難勧告、避難指示がありますが、各発令基準はあるか。また、危険対象区域住民に伝達するまでのマニュアルはできているのか。2として、この避難区分について、町民にその内容が理解されているのかを伺います。次に、備えについてであります。早春の3月11日、東日本大震災という歴史上例を見ない大災害に我々は遭遇しました。地震による津波は海辺だけではなく都市近郊の住宅街にも押し寄せ、何十トンもの船を軽々ビルの3階屋上に押し上げ、田畑には残骸をまき散らし、広範囲にわたって甚大な被害をもたらしました。日本は世界でもトップクラスの近代国家、耐震国家とだけ思っていただけに、その破壊された様子に驚きと衝撃を受けたところであります。本町では、直接的な被害はなかったわけですが、大きな余震が予想されるということで、3カ所の避難所が開設されました。私自身初めての経験でありましたので、その夜、避難所の様子を見て回りました。午後8時前後でありましたが、各避難所とも和室に五、六人ずついたのでしょうか。皆さん緊張した面持ちで話し声も全くなく、ひざを崩した程度に座っておられたのが印象でありました。ちょうどロビーに出てきた方と二言三言話を交わしましたが、避難所に来た理由は、停電で暖房が使えず寒くて家にいられないということでした。別の避難所でもう一方に同じことを聞いたわけですが、全く同じ理由でありました。実際、私の家にも同じ理由で子供たち家族が避難し、農作業用にとっておいた石油ストーブで何とか暖をとることができました。後に話を聞くと、多くの方が車で暖をとったり、そしてその中でも捨てずにとっておいた反射ストーブに助けられ、その暖かさを見直している方も多かったようであります。停電時の暖房は言うに及ばず、お湯が沸かせミルクづくりから簡単な調理までできます。そして、ほんのりとした明るさもあり

ます。もし、この災害が2カ月早い1月11日だったらどうだったでしょうか。美郷町の冬は厳しく長いわけですが、何もかも電気に頼り過ぎた今、災害の一番起きてほしくない時期でもあり、長期の停電は致命的であります。町も今回の教訓をもとに、停電時の備えを見直しているところではありますが、各家庭の備えにも力を注ぐべきと考えます。このようなことから、寒冷地で最低限の暖房が確保できる石油ストーブの備えを町民に促すべきであり、町としても積極的に後押しするべきと考えるが、その見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの深澤議員のご質問にお答えいたします。町の災害対応と備えについてですが、河川はんらんに対する避難準備情報などの各発令基準については、美郷町地域防災計画及び美郷町水防計画書において定めております。具体の発令基準について横手川を例に説明いたしますと、水位1.5メートルになりますと水防活動のための水防団が待機する水防団待機水位です。水位が2.5メートルを超えるとはんらんの発生に注意し、水防団が出動するはんらん注意水位となり、避難準備情報の発令基準となります。また、はんらん注意水位の低下が見られず避難判断水位である水位4.5メートルに達しようとする場合は避難勧告の発令基準となり、水位4.5メートルを超えた場合は避難等の判断目安の避難判断水位となり避難指示の発令基準となります。町内では、矢島川、出川、横手川の3河川に自動水位観測所が設置されており水位が常時計測されているとともに、その水位により対応を判断する体制になっておりますが、自動水位計が設置されていない河川では、気象予報や関係機関からの情報を踏まえ水防団等の現地確認をもって対応を判断することとしております。また、発令については、各機関や現場からの情報收受、そしてその情報検討と対応判断、その上で情報伝達という一連の流れが整理されており、住民への情報伝達は防災行政無線を第一に活用するとともに、状況を踏まえて町広報車による広報や消防団や自主防災組織などを通じた伝達を行うこととしております。次に、避難区分の住民理解についてですが、こうした避難行動基準のほか、河川のはんらん方向や避難時の持ち出し品など必要な情報については、平成21年3月に保存版として作成し全戸配布した「美郷町災害ハザードマップ」にすべて掲載しております。これです。議員もご存じだと思います。また、こうした掲載事項について住民理解を深めるため、平成21年度に各地域で開催した自主防災組織設立説明会などにおいて各般の説明を行い啓蒙を図ってきたところです。今後も引き続きいろいろな機会をとらえ、住民理解を深めていくよう努めてまいりたいと存じます。最後に、今回の大震災を踏まえた家庭での石油ストーブの備えの推進についてですが、暖房機器には、議員もご存じのとおり灯油スト

ープのみならずガスや炭など各種ありますので、各家庭の実情に応じた暖房の備えを対応していただくよう自主防災組織などを通じて啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 今テレビ等で盛んに、東電関係ですけれども、避難何々、何々避難という言葉を目にするわけですが、一つは避難勧告の自治体のあり方について、一つ心配な事例があります。といいますのは、これは兵庫県佐用町での2009年8月9日、台風9号による兵庫県西北部豪雨であります。この状態は、午後7時58分に佐用川の水位が避難判断基準に達したことを県から通知を受けながら、町が避難勧告を発令したのはその1時間20分たってから行ったというものでありまして、結果、河川からは水があふれ、道路は冠水し、夜の避難ということもあって避難所に向かう途中、多くの方々が被害に遭われたという事例であります。これが実際の避難勧告のあり方が非常に問題になっているところでもあります。この災害では、20人が亡くなりましたが、うち二家族5人の遺族から町に対して、7時58分に避難勧告を即発令していれば被害は防げた。町の不適切な避難勧告が被害を拡大させたとして賠償訴訟が起こされております。これに対して、町は答弁書の中で、避難は最終的には住民の判断にゆだねられると反論しております。今後注視される訴訟案件でありますけれども、先ほど避難区分を町民に理解されているかお尋ねしましたが、私自身、防災無線等で何々の危険が迫っている、避難してくださいと言われれば迷わず避難しなければならないものだと思っておりましたが、そうではないようです。実際、他の自治体では洪水災害でのやみくもな避難所への避難の誘導は行わず、住民側に立って事細かに避難のあり方をマニュアル化しているところもあるようです。例えば、夜間の避難は控えるとか、水深50センチ以上は屋外に出ないとか、流れの急なところは20センチで屋外に出ないとか、そういうことを定めているところもあるようですので、今後そのような検討の考えがあるか伺います。また、先ほど町長の答弁では、備えについてであります。各家庭でそれぞれの方法で備えをしていただきたいということでありました。町は、これまでチャイルドシート、それから煙感知器など、これも一種の防災対策であります。法的な根拠に基づいて町としての助成を行ってきております。今回、私たちは大変貴重な実体験をしたわけでありまして、この実体験を大切な教訓として今後に生かすことこそ、この地に合った備えとなると思います。住民の防災意識への関心が高い今こそ、安心の充実をさらに高めるため取り組むべきと思います。あわせて、この取り組みはこの冬的美郷町の経済対策の一助にもなるかと思っておりますけれども、その辺のお考えも伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 先ほど事例として兵庫県の佐用町のお話伺いましたが、それぞれ災害に遭われた自治体が一つの事例集をつくっておりますので、町としては、私も持っていますが、水防に関し、そうした事例集を参考にしながら十分に検討を深めてまいりたいと考えております。それから、暖房機器につきましては、先ほどの答弁で申しましたとおり、各家庭において自分の家庭ではこれが望ましいというものがあるでしょうから、一律的に町がこの暖房器具をという分野ではないだろうというふうに考えております。いずれにいたしましても、議員がおっしゃいます今だからこそということについては同感でありますので、それぞれの家庭において自助の範疇としてそれぞれの備えをしていただくように機会をとらえ督励してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。それでは、次の質問に入らせていただきます。

○13番（深澤 均君） それでは、次の質問に移らせていただきます。2点目は、成人式についてであります。昨年の成人式が終わって間もなくのころでありました。20代の若者から、美郷町はなぜ成人式を夏に行うんですかと問われたことがありました。えっと思うような素朴な疑問でしたが、話を聞くと、なぜ夏にというよりも新年に成人式を開催した方がいいのではないか。成人者本人も家族からも喜ばれるのではないかというものでありました。確かに言われてみれば、私の成人式のころの新年の様子と現在とでは道路事情、社会事情も大きく変わっております。そこで、私もこれまで機会あるごとにいろいろな方々にこの話を聞いていただきました。振り返って20名近くになるのでしょうか。その方々に聞いてもらったわけですが、若者のこの提案にだれ一人として反対する者はいませんでした。検討してみてもいいのではないかという声が圧倒的でありました。夏の成人式は、主に雪国の秋田、青森に多く、山形では5月の連休に開催している例もあるようであります。そこで、同様の先行事例がないか調べてみましたら、県内にありました。由利本荘市であります。ご存じのように、平成17年に1市7町で合併した市であり、合併協で成人式の開催日についても話し合われたようであります。いろいろな議論の末、それまで8自治体のうち6自治体で行われていた夏の開催から1月の開催に決定されました。担当職員のお話では、このことについて、平成20年、平成21年と追跡のアンケートをとった結果、旧市町全域から1月の開催を続けてほしいという意見が圧倒的であったようであります。具体的な理由としては、多くは成長したあかしの晴れ着を着たい、晴れ着を着せたいということもつけ加えられました。私は、このことについて一長一短があるとは思いますが、もし実現できるのであれば冬の美郷のイメージアップにもつながり検討する価値があると思っておりますが、町のお考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） 成人式開催日についてであります。千畑地区と仙南地区で昭和40年、六郷地区では昭和42年まで1月15日、あるいは年明け間もなく実施していたことであります。しかし、雪による交通機関の乱れや、議員が今おっしゃいました晴れ着が汚れるなどの意見もあり、それぞれ翌年から8月15日の開催に変更し現在に至っているところであります。県内で、これも今議員からご紹介ありましたが、1月に実施している自治体は秋田市、男鹿市、にかほ市、それから今申していただきました由利本荘市と4市にとどまっております。当町含め21市町村が8月に実施しているのが実際であります。国民の祝日に関する法律第2条によりますと、成人の日は大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますことが趣旨とされ、町としましても次代を担う若者たちを真に激励する責務があると同時に、町長等が直接語りかける機会をとらえております。議員ご提案の成人の日1月開催であります。社会人においては仕事初めも間もなくの日程であることや、短大、4年制大学等の学生においては学業の追い込みの時期であること等の理由により、1月実施自治体の参加率も8割に満たないところが多いようであります。当町といたしましては、より多くの成人者が集いやすい日程の選択を第一義と考えます。当町の成人式は、平成21年度で参加率が87.7%、昨年は84.8%と高参加率となっております。成人当該者の意識や新成人者で組織する実行委員会による呼びかけも功を奏しているものと関係者一同喜んでおります。以上のことから、また1月から8月へ開催日を行き移した過去の経緯も踏まえながら、今後も町としましては8月15日を基本として実施してまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 私の発言の内容がちょっと誤解されている部分もあるかと思っておりますけれども、新年という言葉を使いましたが決して三が日とかそういう範囲のことを言っているのではございません。1月の成人式あるいはその前日の休日とかという意味であります。また、必ず実施というものではなくて、長年続いてきましたこの慣例の行事、一時また考える機会を持つてもいいのではないかという意味でもございますので、そこら辺、これから機会がありましたらご検討いただければと、そういうふうに思っております。以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 猛君） これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。